

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>1 地域再生計画の名称 人と自然が共生できる元気なふるさとづくり計画</p> <p>2 地域再生計画の作成主体の名称 埼玉県、秩父郡小鹿野町</p> <p>3 地域再生計画の区域 埼玉県秩父郡小鹿野町</p> <p>4 地域再生計画の目標 平成17年10月1日に旧小鹿野町と旧両神村が合併した小鹿野町は埼玉県の西部に位置し、日本百名山の1つである両神山や、それを源流とする尾ノ内溪谷、ロッククライミングで有名な二子山、福寿草の群落など、豊かな森林と小鹿野歌舞伎などの文化と歴史に恵まれた地域である。 森林面積が区域面積の8割以上を占め木材業者も多い当区域において、林業は地域産業の1つとなっていた。しかし、近年、同地域では高齢化・過疎化が進行しており、林業の担い手減少等による手入れ不足森林の増加が地域の課題となっている。また、鉄道が通過していない当区域においては、移動手段をバスや自家用車に頼らざるを得ない状況だが、町道や林道などの道路については、まだまだ整備すべき箇所が残されており、地域内の各地へ効率的にアクセスできる状態とはなっていない。高齢化の進む地域内住民の生活利便の向上のためにも、病院や役場までのアクセスの向上を図る必要がある。本地域において、上記の課題を克</p>	<p>1 地域再生計画の名称 人と自然が共生できる元気なふるさとづくり計画</p> <p>2 地域再生計画の作成主体の名称 埼玉県、秩父郡小鹿野町</p> <p>3 地域再生計画の区域 埼玉県秩父郡小鹿野町</p> <p>4 地域再生計画の目標 平成17年10月1日に旧小鹿野町と旧両神村が合併し誕生する小鹿野町は埼玉県の西部に位置し、日本百名山の1つである両神山や、それを源流とする尾ノ内溪谷、ロッククライミングで有名な二子山、福寿草の群落など、豊かな森林と小鹿野歌舞伎などの文化と歴史に恵まれた地域である。 森林面積が区域面積の8割以上を占め木材業者も多い当区域において、林業は地域産業の1つとなっていた。しかし、近年、同地域では高齢化・過疎化が進行しており、林業の担い手減少等による手入れ不足森林の増加が地域の課題となっている。また、鉄道が通過していない当区域においては、移動手段をバスや自家用車に頼らざるを得ない状況だが、町道や林道などの道路については、まだまだ整備すべき箇所が残されており、地域内の各地へ効率的にアクセスできる状態とはなっていない。高齢化の進む地域内住民の生活利便の向上のためにも、病院や役場までのアクセスの向上を図る必要がある。本地域において、上記の課題を克</p>

服し、地域の活力（元気）を取り戻すには、従来型の個別的な取組では対応できなくなってきており、総合的な対策が急務となっている。

このような状況のなかで、本地域は都市近郊にあるという地理的なメリットを利用し、豊かな自然環境や既存の観光施設等の地域資源を生かして、地域内にある観光スポットへ観光客を呼び込み、交流人口を増加させることによって、地域におけるヒト・モノの流れを活性化させ、活力の再生を目指す取組を進める。併せて、豊かな自然を維持し、山村としての魅力を保つため、森林景観の保全にも努める。

そして、それら区域内の観光スポットと都市部へのアクセス道を結ぶものとして、区域を横断する国道（299号）、県道を補完する町道や林道を整備して新たな交通体系を構築し、市街地域・山村地域・観光地域のネットワーク化を図り、都市部からの観光客と地域住民にとっての利便性を高める。

これらの方策によって「人と自然が共生できる元気なふるさとの実現」を目指す。

（目標1）林業の振興と地域環境の改善（間伐の推進 1,190ha）

（目標2）町村道、林道整備による都市部へのアクセス向上（全集落から国道299号の東端まで1時間以内での移動を目指す）

（目標3）観光資源の有効活用（観光入込者数）

平成15年度 176万人 186万人

10万人増（5%増加）

## 5 目標を達成するために行う事業

### （5-1）全体の概要

都市近郊に位置していながらも豊かな自然にふれることができるという、当該地域の特性を最大限に活用し、既存の施設を生かし季節を感じられる四季折々のイベントの拡充や、パンフレット、インターネットのホームページの開設などのPRにより、新たな観光客の獲得に取り組む

服し、地域の活力（元気）を取り戻すには、従来型の個別的な取組では対応できなくなってきており、総合的な対策が急務となっている。

このような状況のなかで、本地域は都市近郊にあるという地理的なメリットを利用し、豊かな自然環境や既存の観光施設等の地域資源を生かして、地域内にある観光スポットへ観光客を呼び込み、交流人口を増加させることによって、地域におけるヒト・モノの流れを活性化させ、活力の再生を目指す取組を進める。併せて、豊かな自然を維持し、山村としての魅力を保つため、森林景観の保全にも努める。

そして、それら区域内の観光スポットと都市部へのアクセス道を結ぶものとして、区域を横断する国道（299号）、県道を補完する町道や林道を整備して新たな交通体系を構築し、市街地域・山村地域・観光地域のネットワーク化を図り、都市部からの観光客と地域住民にとっての利便性を高める。

これらの方策によって「人と自然が共生できる元気なふるさとの実現」を目指す。

（目標1）林業の振興と地域環境の改善（間伐の推進 1,190ha）

（目標2）町村道、林道整備による都市部へのアクセス向上（全集落から国道299号の東端まで1時間以内での移動を目指す）

（目標3）観光資源の有効活用（観光入込者数）

平成15年度 176万人 186万人

10万人増（5%増加）

## 5 目標を達成するために行う事業

### （5-1）全体の概要

都市近郊に位置していながらも豊かな自然にふれることができるという、当該地域の特性を最大限に活用し、既存の施設を生かし季節を感じられる四季折々のイベントの拡充や、パンフレット、インターネットのホームページの開設などのPRにより、新たな観光客の獲得に取り組む

一方、札所や郷土芸能など歴史的・文化的な観光資源、温泉施設や体験施設などの新たな観光拠点や国立公園、県立自然公園のネットワーク化を進め、総合的な観光地づくりを進める。

当地域において、東西に走る国・県道を中心に、接続する町道と林道を一体的に整備し、観光地間のアクセス向上や、山村地域からの、物の流れ（出荷地から消費地までの商品物流の効率化）を活発化するとともに、人の流れの利便性の向上と、病院までの到着時間の短縮や災害時の避難路の確保、林道整備と併せて進める間伐事業の推進による森林景観の保全など住民生活の安全性、快適性の確保を図る。

これらの事業が有機的に取り込まれることで町内全域の交通アクセスが向上し、バス路線の改善、医療・福祉・介護の充実、自然に囲まれた山村地域の魅力をPRする観光施設の充実や、季節ごとに行われる多様なイベントによる来訪者の増加、新たな産業の誘致による雇用の創出等、様々な分野にその効果が波及し、本計画の目標である「人と自然が共生できる元気なふるさと」が実現できるものと期待される。

(5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

[ 施設の種類（事業区域）、実施主体 ]

- ・町道（小鹿野町） 小鹿野町  
（昭和62年3月10日及び12日認定）
- ・林道（小鹿野町） 埼玉県、小鹿野町  
（平成14年12月27日、平成17年12月28日地域森林計画記載。）

[ 事業期間 ]

- ・町道（平成17年から20年度）、林道（平成17年から21年度）

一方、札所や郷土芸能など歴史的・文化的な観光資源、温泉施設や体験施設などの新たな観光拠点や国立公園、県立自然公園のネットワーク化を進め、総合的な観光地づくりを進める。

当地域において、東西に走る国・県道を中心に、接続する町道と林道を一体的に整備し、観光地間のアクセス向上や、山村地域からの、物の流れ（出荷地から消費地までの商品物流の効率化）を活発化するとともに、人の流れの利便性の向上と、病院までの到着時間の短縮や災害時の避難路の確保、林道整備と併せて進める間伐事業の推進による森林景観の保全など住民生活の安全性、快適性の確保を図る。

これらの事業が有機的に取り込まれることで町内全域の交通アクセスが向上し、バス路線の改善、医療・福祉・介護の充実、自然に囲まれた山村地域の魅力をPRする観光施設の充実や、季節ごとに行われる多様なイベントによる来訪者の増加、新たな産業の誘致による雇用の創出等、様々な分野にその効果が波及し、本計画の目標である「人と自然が共生できる元気なふるさと」が実現できるものと期待される。

(5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

[ 施設の種類（事業区域）、実施主体 ]

- ・町道（小鹿野町） 小鹿野町  
（昭和62年3月10日及び12日認定）
- ・林道（小鹿野町） 埼玉県、小鹿野町  
（平成14年12月27日地域森林計画記載。1路線（平成19年度施工）については、平成17年10月に記載要請し、12月に森林審議会の諮問を経て記載の予定。）

[ 事業期間 ]

- ・町道（平成17年から20年度）、林道（平成17年から21年度）

[ 整備量及び事業費 ]

- ・町道 1.1 km、林道 8.8 km
- ・総事業費 1,287,040 千円
  - 町道 265,000 千円(うち交付金 132,500 千円)
  - 林道 1,022,040 千円(うち交付金 516,330 千円)

( 5 - 3 ) その他の事業

( 1 ) 既存施設の拡充

当地域には、日本百名山のひとつ「両神山」を源流とする尾ノ内溪谷がある。そこに昨年度完成した体験施設「尾ノ内自然ふれあい館」の周辺整備やイベントの拡充で観光客の増加を図る。昨年度は「しいたけ駒打ち体験教室」、「つるかご作り教室」、「二子山・尾ノ内溪谷写生会」、「間伐体験教室」等のイベントを計画し、マスメディアを介して参加者を募集したところ、県内全域から多数の申込みがあり好評をえた。今後はより広範な人たちが参加できるようにイベントを拡充したり、花木の植栽、遊歩道の整備や案内板の設置等周辺整備を実施していく。

また、両神山・四阿屋山周辺を中心とした地域に咲く四季折々の花等を生かしたイベントを実施し、日帰り入浴施設「両神温泉薬師の湯」や「クアパレス小鹿野」、地元の農林産物を活用した直売所、地元の材料を利用して体験できる地域資源活用センター等で観光客が増加するように計画していく。

( 2 ) イベントの開催

年間をとおしてイベントを開催しPRを積極的に行い、観光入り込み客が増加するように創意工夫をする。

2月 福寿草まつり

[ 整備量及び事業費 ]

- ・町道 1.0 km、林道 7.5 km
- ・総事業費 704,140 千円
  - 町道 134,000 千円(うち交付金 67,000 千円)
  - 林道 570,140 千円(うち交付金 290,385 千円)

( 5 - 3 ) その他の事業

( 1 ) 既存施設の拡充

当地域には、日本百名山のひとつ「両神山」を源流とする尾ノ内溪谷がある。そこに昨年度完成した体験施設「尾ノ内自然ふれあい館」の周辺整備やイベントの拡充で観光客の増加を図る。昨年度は「しいたけ駒打ち体験教室」、「つるかご作り教室」、「二子山・尾ノ内溪谷写生会」、「間伐体験教室」等のイベントを計画し、マスメディアを介して参加者を募集したところ、県内全域から多数の申込みがあり好評をえた。今後はより広範な人たちが参加できるようにイベントを拡充したり、花木の植栽、遊歩道の整備や案内板の設置等周辺整備を実施していく。

また、両神山・四阿屋山周辺を中心とした地域に咲く四季折々の花等を生かしたイベントを実施し、日帰り入浴施設「両神温泉薬師の湯」や「クアパレス小鹿野」、地元の農林産物を活用した直売所、地元の材料を利用して体験できる地域資源活用センター等で観光客が増加するように計画していく。

( 2 ) イベントの開催

年間をとおしてイベントを開催しPRを積極的に行い、観光入り込み客が増加するように創意工夫をする。

2月 福寿草まつり

3月 溪流釣りの解禁 節分草まつり  
4月 桜をはじめ自然の花が咲き乱れ、下旬には両神山の八汐ツツジが咲き始める。  
5月 両神山の八汐ツツジと新緑まつり  
6月 花ショウブまつり  
7,8月 川遊び ハイキング  
10月 下旬から両神山を初めとする紅葉まつり  
11月 ふるさとまつり  
12月 飯田の鉄砲まつり

他にも、各地域の祭りや各施設の感謝祭等多彩な催しを開催していく。

### (3) PRの実施

各施設の紹介やイベント等のパンフレットを作成したり、ホームページに掲載して広く周知する。

### (4) 間伐の推進と森林の機能・景観の保全

間伐を推進して、森林の機能と景観の保全を図る。

### 6 計画期間

平成17年度～平成21年度

### 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握するとともに、モニタリングを行い、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

3月 溪流釣りの解禁 節分草まつり  
4月 桜をはじめ自然の花が咲き乱れ、下旬には両神山の八汐ツツジが咲き始める。  
5月 両神山の八汐ツツジと新緑まつり  
6月 花ショウブまつり  
7,8月 川遊び ハイキング  
10月 下旬から両神山を初めとする紅葉まつり  
11月 ふるさとまつり  
12月 飯田の鉄砲まつり

他にも、各地域の祭りや各施設の感謝祭等多彩な催しを開催していく。

### (3) PRの実施

各施設の紹介やイベント等のパンフレットを作成したり、ホームページに掲載して広く周知する。

### (4) 間伐の推進と森林の機能・景観の保全

間伐を推進して、森林の機能と景観の保全を図る。

### 6 計画期間

平成17年度～平成21年度

### 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握するとともに、モニタリングを行い、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項  
該当なし

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項  
該当なし